

## 自然公園法に基づく国立公園事業（宿舎事業）について

- 国立公園においては優れた自然風景を保護するため各種の行為が規制されています。行為を行う場合は、公園計画（保護規制計画）に基づいて指定された地域の種類によって、自然公園法に基づく申請又は届出の手続きが必要となります。
- 国立公園内で国立公園事業として宿舎事業を行う場合、自然公園法第10条第3項に基づく認可申請等の手続きにより、環境大臣の認可を得ることが必要です。その後、建物の増改築を行う場合や事業を廃止しようとする場合にも環境大臣の承認が必要です。
- 公園事業の認可に当たっては、宿舎の設計、資金調達、管理運営方法等について審査されます。（下記①～⑪）
  - ① 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。
  - ② 国立公園管理計画の規定に適合すること。
  - ③ 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
  - ④ 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
  - ⑤ 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
  - ⑥ 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
  - ⑦ 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
  - ⑧ 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
  - ⑨ 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - ⑩ 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
  - ⑪ 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- 手続きの詳細については、下記のサイトもあわせてご参照ください。

環境省 > 日本の国立公園 > 届出・申請 > 公園事業者の方へ

[http://www.env.go.jp/park/apply/park\\_worker.html](http://www.env.go.jp/park/apply/park_worker.html)
- 建設する宿舎に関しては、霧島錦江湾国立公園・霧島地域管理計画の公園事業取扱方針（次頁に抜粋）に適合するものとしていただく必要があります。

#### 4. 宿舎

##### ① 基本方針

建築物が風致景観を損なうことなく、周辺の自然景観に溶け込み、自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意するものとする。

##### ② 規模、壁面後退

建築物の高さ、容積等の規模は当該地区の風致景観を損なわない規模（建築物の高さ 13m 以下）とし、利用道路等からの壁面後退距離は極力大きくとるものとする。

既存の高さが 13 メートルをこえる建築物の増・改築を行う場合は、陸屋根を勾配屋根に改善する場合を除き（屋根裏の使用を目的としないこと）、既存の高さをこえないものとする。

##### ③ デザイン、色彩、材料

できるだけ木材等の自然素材を使用し、外部の色彩は周囲の自然環境に調和したものとする。

ア. 屋根の形状は、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根とし、その勾配は 10 分の 2 以上とする。

ただし、母屋に附帯する小規模な倉庫、小屋等で利用地点から望見されないものについてはこの限りでない。

イ. 屋根の色彩は、茶色系、黒色系、暗緑色のいずれかとする。

ただし、母屋に附帯する小規模な倉庫、小屋等で公園利用地点から望見されないものについてはこの限りでない。

ウ. 壁面の色彩は、自然材料を用いる場合以外にあっては、茶色系、灰色系、ベージュ色系、クリーム色系のいずれかとし、光沢の強いものは避けるものとする。

エ. 壁面積が大きい建築物については、単調な壁面とならぬよう、屋根の形状の工夫や壁面に凹凸の陰影をつける等、壁面が風致上の支障を与えないよう考慮する。

##### ④ 附帯施設の取扱い

ア. 駐車場は風致景観上支障のない位置、利用者数に見合った規模とし、道路沿いには修景のための植栽を行う。

イ. テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和 57 年 5 月 7 日付環自保第 138 号保護管理課長通知）によることとする。

ウ. 標識類は次の通りとする。

- ・規模は必要最小限とし、周辺環境に配慮した位置とする。
- ・材料はできるだけ木材、石材等の自然材料を用いることとする。
- ・地色は木材等の自然素材の色、茶色系、黒色を基調とし、文字の色はこれと調和したものとする。
- ・照明を用いる場合は、白色等の穏やかな色による外部照明を原則とし、灯光が周辺に必要以上に拡散することのないスポットライトとすること。
- ・破損又は汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修を行うよう努めるものとする。

エ. 敷地境界に塀、柵等の工作物を設置する場合は、できるだけ生垣を用いることとする。フェンスを用いる場合であっても、原則として植栽を併用するものとする。

オ. 擁壁を用いる場合は、自然石を用いるか又は自然石を模した表面仕上げの材料を使用する。また、自然石を模した材料の場合は、必要に応じて風致景観上の支障を最小限にするため、顔料を混合したものとする。

ただし、公園利用者から望見されない箇所については、この限りでない。

##### ⑤ 修景緑化の方法

利用道路に面した部分及び隣地境界に存する樹木は極力保存するものとする。

また、必要に応じて建築物等を隠蔽するために、利用道路に面した部分を中心に、郷土産植物による修景のための植栽を行うものとする。なお、植栽に当たっては、修景緑化樹種を用いるものとする。